

週休2日確保工事に係る労務費補正について

令和3年12月1日以降公告または指名通知する工事から、以下の通り取り扱うこととしたのでお知らせします。

1. 週休2日確保工事に係る労務費補正
機械設備製作工については、労務費補正の対象外とする。
2. 適用年月日
令和3年12月1日以降公告または指名通知する工事から適用